

大地震の発生に備え

高齢者及び重度障害者の方へ

家具や冷蔵庫などの固定を支援します！

千葉市では、地震発生時に室内での被害を防ぎ、また、安全な避難経路を確保するため、転倒防止金具の取り付けを取付事業者に依頼し、施工した場合、その費用の一部を助成しています。

◆対象となる方

市内に住所を有する次のいずれかに該当する世帯のうち、自ら転倒防止金具を取り付けることが困難な方

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳1～2級所持者のみの世帯
- (3) 身体障害者手帳1～2級所持者のみの世帯
- (4) 身体障害者手帳1～2級所持者及び20歳未満の者のみの世帯

※ 申請前に転倒防止金具を取り付けた場合には対象になりません。

※ 助成は1世帯で1回限りです。

◆助成制度の内容について

次の(1)～(2)の合算額を助成します

- (1) 出張料 5,000円を上限
- (2) 取付費用 家具1台あたり500円を上限(5台まで)

※ 金具代及び助成額を超えた場合の差額は利用者負担となります。

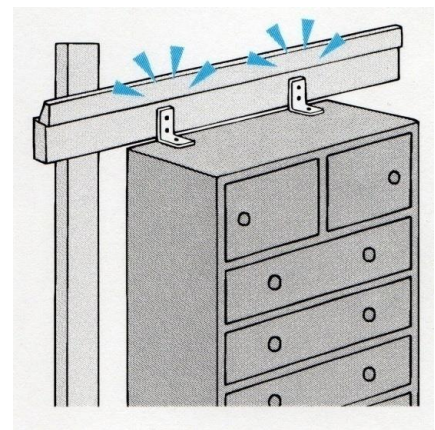
<対象となる家具など>

タンス・食器棚等の家具、冷蔵庫・テレビ等の電化製品及び床置型の大型楽器など

<転倒防止金具など>

L字金具、チェーン式金具など、家具等の転倒を防止するための器具

(つっぱり棒、下敷きマットは対象外です)



家具や金具が対象になるか不安な方は、裏面の申請窓口
事前にお問い合わせください。

◆申請方法

- (1) 利用者は、家具転倒防止対策事業取付事業者一覧の中から事業者を選び、家具転倒防止金具の取り付けにかかる費用の見積書を依頼します。
- (2) お住まいの区の高齢障害支援課へ 下記「申請に必要な書類」を提出します。
- (3) 助成が決定した場合は、区高齢障害支援課から決定通知書及び助成券を利用者へ郵送します。
- (4) 取付事業者による金具の取り付け後、利用者は取付事業者へ助成券を手渡すとともに、利用者負担額がある場合は、取付事業者に直接お支払ください。

◆申請に必要な書類

- (1) 家具転倒防止対策事業助成申請書
- (2) 同意書
- (3) 取付事業者が作成した見積書（取付事業者は一覧表の中からお選びください）

申請窓口 各保健福祉センター 高齢障害支援課

<高齢支援班>

- ・65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯

中央保健福祉センター	TEL 221-2150
花見川保健福祉センター	TEL 275-6425
稲毛保健福祉センター	TEL 284-6141
若葉保健福祉センター	TEL 233-8558
緑保健福祉センター	TEL 292-8138
美浜保健福祉センター	TEL 270-3505

<障害支援班>

- ・65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳1～2級所持者のみで構成されている世帯
- ・身体障害者手帳1～2級所持者のみで構成されている世帯
- ・身体障害者手帳1～2級所持者及び20歳未満の者のみで構成されている世帯

中央保健福祉センター	TEL 221-2152
花見川保健福祉センター	TEL 275-6462
稲毛保健福祉センター	TEL 284-6140
若葉保健福祉センター	TEL 233-8154
緑保健福祉センター	TEL 292-8150
美浜保健福祉センター	TEL 270-3154